

十二 平均売上金額 連結親法人又は第一項若しくは第九項に規定する連結事業年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結事業年度及びその連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の売上金額（棚卸資産の販売による収益の額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第六十八条の九第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

- 10 前項各号に定める金額を計算する場合において、当該連結親法人及びその各連結子法人が当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、いずれか一の場合のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

第六十八条の十第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「（貸付

け」を「（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産を貸付け」に、「及び第二号」を「、第二号」に、「場合を」を「場合及び第四号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合を」に改め、同項に次の一号を加える。

四 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で次に掲げるもののうち政令で定めるもの（当該設備が設置された建築物が政令で定める基準を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合の当該設備に限る。）

イ 建築物の熱の損失の防止及び建築物のエネルギーの効率的利用に資する設備

ロ 建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する設備

第六十八条の十第二項中「及び第五項、第六十八条の十三」を「、第五項及び第七項、第六十八条の十三」に、「第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第六十八条の十一第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「及び第五項、第六十八条の十三」を「第五項及び第七項、第六十八条の十三」に、「第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、同条第五項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「次条第五項」を「次条第七項」に改める。

第六十八条の十二の見出しを「（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）」に改め、同条第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第五条第三項に規定する認定農商工等連携事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する農商工等連携事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十四条に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。）当該認定農商工等連携事業計画に定める機械及び装置

第六十八条の十二第二項中「及び第五項、第六十八条の九」を「第五項及び第七項、第六十八条の

九」に、「第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、「以下第四項まで」を「以下この条」に改め、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第七項の」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「又は第三項」を「第三項又は第五項」に、「若しくは第三項」を「第三項若しくは第五項」に、「取得した場合」を「取得した場合等」に、「及び第三項」を「第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に

開始するものに限り、当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該中小連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）がある場合において、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される労務費の額の合計額のうちに当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の合計額の占める割合（以下この項において「教育訓練費割合」という。）が百分の〇・一五以上であるときは、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該教育訓練費の額の合計額の百分の十二（当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）

とする。）に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその事業の用に供した事業基盤強化設備につき第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額又は当該連結事業年度において有する第三項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がその使用者（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 労務費 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（使用人に対して支給するものに限る。）、法定福利費（法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるもの）をいう。）及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

第六十八条の十三第一項中「及び第五項、次条第二項」を「第五項及び第七項、次条第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「並びに第六十八条の十五第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、同条第四項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第六十八条の十四第二項中「及び第五項、前条、次条第二項」を「第五項及び第七項、前条並びに次条第二項」に改め、「並びに第六十八条の十五の二」を削り、同条第五項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第六十八条の十五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「取得価額の合計額」の下に「（以下この条において「適用対象投資額」という。）」を加え、「基準取得価額（取得価額）」を「取得価額（大規模連結法人として政令で定める連結法人の当該供用年度の指定期間内

における適用対象投資額が二百億円を超える場合には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)」に、「金額をいう。次項において同じ。)」を「金額(次項において「基準取得価額」という。)」に改め、同条第二項中「及び第五項、第六十八条の十三、前条第二項」を「、第五項及び第七項、第六十八条の十三並びに前条第二項」に改め、「並びに次条」を削り、同条第五項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同条第六項後段中「同項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」を「適用対象投資額」に改める。

第六十八条の十五の二を削る。

第六十八条の十六第一項の表の第一号中「(当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十)」を削る。

第六十八条の十九第一項の表の第二号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十第一項中「工場用の」を「政令で定める」に、「第十九条に規定する指定集積業種」

を「第十九条各号に掲げる業種」に改める。

第六十八条の二十三第一項中「平成二十年三月三十一日（同表の第三号の上欄に掲げるものについて
は、平成二十二年三月三十一日）」を「平成二十一年三月三十一日」に、「場合を除く」を「場合を除
き、同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産にあつては、過疎地域自立促進特別措置法第二
条第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域又は区域内において事業の用に供した場合に限
る」に改める。

第六十八条の二十六の見出しを「（資源再生化設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十
年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「再商品化設備等」を「資源再生化設備等」に、
「に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」を「の百分の十四に相当する金額」に改める。

第六十八条の三十一第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第二
号から第五号まで」を「第二号、第三号及び第五号」に改め、同項の表の第一号中「及びエスカレー
ター」を削り、同表の第三号中「（次号において「乗降補助装置」という。）」を削り、同表の第四号を
次のように改める。

四 削除

第六十八条の三十三を削り、第六十八条の三十二を第六十八条の三十三とし、第六十八条の三十一の次に次の一条を加える。

（支援事業所取引金額が増加した場合の二年以内取得資産の割増償却）

第六十八条の三十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、障害者就労支援事業所（障害者自立支援法第五条第十四項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業所その他の政令で定める事業所又は施設をいう。）に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下この項において「支援事業所取引金額」という。）がある場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における支援事業所取引金額の合計額が当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）における支

援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前二年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「三年以内取得資産」という。）に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該三年以内取得資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。この場合において、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連

結子法人の有する当該三年以内取得資産に係る当該特別償却限度額の合計額が、当該連結事業年度の支援事業所取引増加額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度における支援事業所取引金額の合計額から当該連結親法人又はその連結子法人の当該前連結事業年度等における支援事業所取引金額の合計額を控除した金額をいう。）を超えるときは、当該特別償却限度額の合計額は、当該支援事業所取引増加額を限度とする。

2 第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三十四第一項中「平成二十年三月三十日」を「平成二十二年三月三十日」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の二十九から第六十八条の三十二まで若しくは第六十八条の三十四から第六十八条の三十六まで」を「若しくは第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十四、第六十八条の十五、第六十八条の十六から第六十八条の二十一まで」を「第六十八条の十四から第六十八条の二十一まで」に、「第六十八条の二十

九から第六十八条の三十二まで又は第六十八条の三十四から第六十八条の三十六まで」を「又は第六十八条の二十九から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十三第一項、第六十八条の四十四第一項及び第六十八条の四十六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の五十五第一項第四号中「第五十条の五」を「第五十条の七」に改める。

第六十八条の六十五第四項中「及び第六十八条の三十二第一項」を「第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同条第五項第二号を次のように改める。

二 第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項

中「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」とあるのは「第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十四第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十七第一項」とする。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改め、同条第十一項第二号を次のように改める。

二 第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」とあるのは「第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十四第二項中「並びに次条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十八」と、

第六十八条の十五第二項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の六十八」とする。

第六十八条の六十九第一項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十一項」に、「第六十八条の十二第五項」を「第六十八条の十二第七項」に改める。

第六十八条の七十第五項及び第六十八条の七十八第七項中「及び第六十八条の三十一第一項」を「第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二」に改める。

第六十八条の八十四第一項第二号中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える。

第六十八条の九十第四項第一号及び第六十八条の九十三の六第四項第一号中「証券業」を「金融商品取引業」に改める。

第六十八条の九十四の見出しを「（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）」に改め、同条第一項中「第六十六条の十第一項各号に掲げるもの」を「である鉱工業技術研究組合」に、「（同項第二号に掲げるものについては、平成二十年六月三十日）までに当該各号に定める資産で同項」を「までに鉱工業技

術研究組合法第十三条第一項の規定により同法第二条第一項第一号に規定する試験研究の用に直接供する固定資産で第六十六条の十第一項」に改める。

第六十八条の九十六の二の見出しを「（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例）」に改め、同条第一項中「特定地域雇用会社等」を「特定地域雇用会社」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「特定地域雇用会社」を「（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）及び特定地域雇用会社」に、「特定地域雇用会社等」を「特定地域雇用会社」に改め、「及び特定地域雇用等促進法人（同条第二項に規定する特定地域雇用等促進法人をいう。）に対する同条第二項に規定する寄附金（前項に規定する寄附金に該当するものを除く。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十八条の九十七を次のように改める。

第六十八条の九十七 削除

第六十八条の九十八第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百一第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、

「百万円未満」の下に「（その売却した肉用牛が財務省令で定める乳牛に該当する場合には、五十万円未満）」を、「利益の額」の下に「（当該売却をした日を含む連結事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合には、二千頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）」を加え、同条第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 連結事業年度が一年に満たない第一項の連結親法人又はその連結子法人に対する同項の規定の適用について、同項中「が二千頭」とあるのは「が二千頭に当該連結事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「二千頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の百二第十三項中「及び第六十八条の三十一第一項」を「第六十八条の三十一第一項及び第六十八条の三十二」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め

る。

第六十八条の百九を次のように改める。

第六十八条の百九 削除

第六十八条の百十第二項中「第六十八条の三の一第九項」を「第六十八条の三の一第十一項」に改める。

第六十八条の百十一第一項中「第六十八条の三の三第五項」を「第六十八条の三の三第七項」に改め、同条第二項中「第六十八条の三の三第九項」を「第六十八条の三の三第十一項」に改める。

第七十条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人」を「公益社団法人若しくは公益財团法人」に、「営む」を「行う」に、「これらの者と相続税法」を「これらの者と同法」に改め、同条第十一項及び第十二項を削る。

第七十条の三第一項及び第七十条の二第一項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改める。

第七十条の三第五項及び第七十条の二第三項中「の前日」を削る。

第七十一条の六第一項中「規定する民間都市開発推進機構」の下に「（公益社団法人又は公益財团法人

であるものに限る。」を加える。

第七十一条の十七第一項中「漁業協同組合合併促進法」の下に「(昭和四十二年法律第七十八号)」を加える。

第七十二条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 売買による所有権の移転の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の十

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の

十三

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に受ける場合 千分の

十五

二 所有権の信託の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

口 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に受ける場合 千分の

二・五

ハ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に受ける場合 千分の

三

第七十二条第二項各号を次のように改める。

一 売買による所有権の移転の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の五

ロ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に受ける場合 千分の

六・五

ハ 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に受ける場合 千分の

七・五

一 所有権の信託の登記 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の一

口 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に受ける場合 千分の

一・二五

ハ 当該登記を平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に受ける場合 千分の

一・五

第七十二条第三項中「千分の二」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該登記を平成二十一年三月三十一日までに受ける場合 千分の二

二 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に受ける場合 千分の

二・六

三 当該登記を平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間に受ける場合 千分の三

第七十五条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第七十六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の八」を

「千分の十」(平成二十一年三月三十一日までに買入れをした当該農用地の所有権の移転の登記にあつて

は、千分の八)」に改める。

第七十八条の二の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二第一項」に改め、同項第一号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同項第二号中「千分の二」を「千分の三」に改め、同項第四号中「千分の四」を「千分の五」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、平成二十一年三月三十一日までにされた権利義務の承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記については、同項第一号中「千分の五」とあるのは「千分の四」と、同項第二号中の「千分の三」とあるのは「千分の二」と、同項第四号中「千分の五」とあるのは「千分の四」とする。

第七十八条の三第二項第三号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第八十条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「千分の一・五」を「千分の三・五」に改め、同項第四号イ中「千分の十四」を「千分の十六」に改め、同項第五号イ中「千分の一・五」を「千分の二」に改め、同条第三項を削る。第八十条の二を削る。

第八十条の三第一項中「平成二十年三月三十日」を「平成二十二年三月三十日」に、「基準（以下の条）を「基準（次項）に改め、同項ただし書を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「平成二十年三月三十日」を「平成二十二年三月三十日」に、「千分の二・五」を「千分の三（平成二十一年三月三十日までに当該合併により取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の二・五）」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第八十条の二とする。

第八十条の四を削る。

第八十一条第九項及び第十項を削り、同条第十一項中「除く。」の下に「又は第八十条第一項（第一号から第四号までを除く。）」を加え、「同項第五号」を「第七十九条第一項第五号」に改め、「千分の二十三」の下に「と、第八十条第一項第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号口中「千分の三」とあるのは「千分の十二」を加え、同項を同条第九項とする。

第八十二条及び第八十二条の二第一項中「平成二十年三月三十日」を「平成二十二年三月三十日」に改める。

第八十三条の三第一項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法

律」の下に「（平成十二年法律第九十七号）」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、「規定する資産流動化計画」の下に「（以下この項において「資産流動化計画」という。）」を加え、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに資産流動化計画に基づき取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改め、同条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに投資信託約款に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改め、同条第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「千分の八」を「千分の九（平成二十一年三月三十一日までに規約に従い取得した不動産の所有権の移転の登記にあつては、千分の八）」に改める。

第八十四条の見出しを「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から交換により建物を取得した場合の登記の免税）」に改める。

第八十四条の三第一項の表独立行政法人日本原子力研究開発機構の項を削る。

第八十七条の表以外の部分中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同

条の表を次のように改める。

酒類	期間	割合
清酒、連續式蒸留しよ うちゆう、単式蒸留し ようちゆう又は果実酒	平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十日まで 平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十日まで	百分の七十五 百分の八十
合成清酒又は発泡酒	平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十日まで 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日まで 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十日まで 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日まで	百分の七十五 百分の八十五 百分の八十五 百分の九十

第八十七条の五第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第一項中「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年四月一七年三月三十一日」に、「平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一

日から平成二十二年三月三十一日まで」に改める。

第六章第二節中第八十七条の七の次に次の二条を加える。

(みなし製造の規定の適用除外の特例)

第八十七条の八 酒税法第四十三条第一項から第九項までの規定は、政令で定めるところにより、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において蒸留酒類（同法第二条第五号に規定する蒸留酒類をいう。次項において同じ。）と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（同法第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が当該製造免許を受けた製造場において当該混和をする場合又は同法第四十三条第十項の規定に該当する場合を除く。）については、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける混和は、一年間（四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。）において当該混和をする蒸留酒類の数量が営業場ごとに一キロリットルを超えない範囲内で行うものに限るものとする。

3 第一項の規定の適用を受けた混和後の酒類は、当該混和をした営業場において飲用に供する場合を除

き、譲り渡してはならない。

⁴ 酒税法第四十六条、第四十七条第一項、第四十八条（第一号を除く。）、第五十三条第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。）、第七項及び第八項、第五十九条第一項（第三号及び第五号中同法第五十三条第一項に係る部分に限る。）、第六十条（第二号中同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）並びに第六十二条第一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、同法第四十六条中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造、貯蔵、販売（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）又は保税地域からの引取り」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和」と、同法第四十七条第一項中「酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和の開始、休止及び終了並びに当該混和の方法」と、「その製造場」とあるのは「当該混和をする営業場」と、同法第五十三条第一項中「酒類製造者、酒母若しくはも

ろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受けたる混和」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和に」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

6 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第八十八条の二第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第八十八条の六の次に次の一条を加える。

(バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例)

第八十八条の七 撥発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者が、次のいずれかに掲げる物品（当該物品であることにつき、第五項又は第六項の規定により経済産業大臣が証明したものに限る。以下この項及び第九項において「証明済バイオエタノール等」という。）と揮発油（次に掲げる物品のうち証明済バイオエタノール等以外のもの又は次に掲げる物品以外のアルコール含有物若しくはエチルーエターリー・ブチルエーテルを混和して製造した揮発油を除く。）と混和して製造した揮発油であつて同法第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの（以下この条において「バイオエタノール等揮発油」という。）を、平成二十五年三月三十一日までに、その製造場（揮発油税法第十四条第六項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所その他政令で定める場所を除く。）から移出する場合における当該バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税法第八条第一項の規定の適用については、当該バイオエタノール等揮発油の数量から当該バイオエタノール等揮発油に混和された第一号に掲げる物品に含まれるエタノール及び当該バイオエタノール等揮発油に混和された第二号に掲げる物品の原料となつたエタノールの数量に相当する数量を控除した数量を当該製造場から移出した揮発

油の数量とみなして、同項の規定を適用する。

一 バイオエタノール（アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）のうち、動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造されるものを除く。）から製造されたものをいう。次号、第五項、第六項及び第九項において同じ。）

二 エチルーターシャリーブチルエーテル（バイオエタノール以外のアルコール含有物を原料の一部としたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者（次項前段の届出をした者に限る。）が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書（地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。第八十九条の一二第二項、第八十九条の三第二項及び第九十条第二項において同じ。）に当該揮発油の移出に関する明細書を添付する場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けよ

うとする製造場ごとに、製造場の所在地その他の政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合も、また同様とする。

4 前項後段の規定による届出があつた場合において、同項前段の規定による届出は、同項後段の届出があつた日の属する月の翌月末日までは、なおその効力を有する。

5 第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、バイオエタノール等揮発油の製造に係るバイオエタノール又はエチルーターシャリーブチルエーテルの混和を行おうとするときまでに、当該バイオエタノール又は当該エチルーターシャリーブチルエーテルが同項第一号又は第二号に掲げる物品に該当することにつき、経済産業大臣の証明を受けなければならない。ただし、当該混和に用いるバイオエタノール又はエチルーターシャリーブチルエーテルが次項の規定により経済産業大臣が証明したものである場合は、この限りでない。

6 バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又はエチルーターシャリーブチルエーテルの製造者若しくは輸入者は、政令で定めるところにより、当該バイオエタノール又は当該エ

チルーターシヤリーブチルエーテルが第一項第一号又は第二号に掲げる物品に該当するものであることにつき、経済産業大臣の証明を受けることができる。

7 税務署長は、揮発油税又は地方道路税の取締り上必要があると認めるときは、バイオエタノール等揮発油の製造者に対し、その製造し、若しくは移出したバイオエタノール等揮発油の数量又は所持するバイオエタノール等揮発油の数量その他政令で定める事項について、報告を求めることができる。

8 第一項の規定の適用がある場合における揮発油税法の規定の適用については、同法第八条第二項中「揮発油の数量」とあるのは「揮発油の数量（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条の七第一項の製造場において同項に規定するバイオエタノール等揮発油が消費される場合（第五条第一項本文の規定の適用がある場合に限る。）には、同法第八十八条の七第一項の製造場から移出した揮発油の数量とみなされる数量）」と、同法第十条第一項第四号中「第八条第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量及び第八条第一項」とする。

9 挥発油税法第二十四条、第二十五条第二号、第二十六条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第二十九条第三号及び第四号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分を除く。）並びに第三

十一条第一項並びに地方道路税法第十四条の二（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）、第十五條の二（同法第十四条の二第一項第二号に係る部分を除く。）及び第十七条第一項の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、揮発油税法第二十六条第一項第三号、第二十九条第四号（同法第二十六条第一項第二号に係る部分に限る。）及び第三十一条第一項並びに地方道路税法第十四条の二第一項第三号、第十五条の二（同法第十四条の二第一項第三号に係る部分に限る。）及び第十七条第一項の規定はバイオエタノール等揮発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第二十四条中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例輸入者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造、」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造、」と、同法第二十六条第一項第一号中「揮発油」とあるのは「租税特別措置

法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油の」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品の」と、地方道路税法第十四条の二第一項第一号中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油、」とあるのは「同項各号に掲げる物品」と、同項第三号中「第一号に規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又は第一号に規定する者」と、「揮発油又は前号に規定する揮発油」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項各号に掲げる物品」と、同条第二項中「揮発油の製造者若しくは販売業者、揮発油税法第十三条第三項に規定する特例輸入者又は同法第十六条の三第一項若しくは第十六条の四第一項に規定す

る揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造又は」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造又は」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第八十九条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第八十九条の二第二項中「（地方道路税法第七条第一項の規定によるものを含み、揮発油税法第十条第一項に規定する期限内に提出するものに限る。以下次条第二項及び第九十条第二項において同じ。）」を削る。

第八十九条の二第一項中「次に掲げる用途」を「ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる揮発油」を「前項に規定する用途に供される揮発油」に、「当該各号に掲

げる用途」を「同項に規定する用途」に、「添附しない」を「添付しない」に改める。

第八十九条の四第一項中「前条第一項各号に掲げる用途」を「前条第一項に規定する用途」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「前条第一項各号の用途」を「前条第一項に規定する用途」に改める。

第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「平成二十年四月三十日」を「平成三十年四月三十日」に改める。

第九十条の十二第一項中「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の下に「（平成十四年法律第八十七号）」を加える。

第九十一条の二中「民法第三十四条の規定に基づき設立された法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

附 則

（施行期日）